

議員提出議案第1号

議案第21号「平成29年度蕨市一般会計予算」に対する附
帯決議

上記の議案を別紙のとおり蕨市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

平成29年3月23日

提出者 蕨市議会議員 池上 智 康

賛成者 〃 松 本 徹

蕨市議会議長 三 輪 かずよし 様

議案第 21 号「平成 29 年度蕨市一般会計予算」に対する附帯決議

本予算については、おおむね異論がないものの市民会館・勤労青少年ホーム・中央公民館の耐震補強等事業に疑義がある。

今定例会において、議案第 1 号「蕨市庁舎整備検討審議会条例」が可決されたが、「蕨市庁舎整備検討委員会」から提出された「庁舎整備検討報告書」には、市庁舎耐震化整備の方法の一案として、「市民会館との複合施設」が示されており、本事業を実施することと整合性がとれていないと判断する。

「蕨市庁舎整備検討審議会」では、本年秋ごろまでの答申を目途とし、同報告書にしばられることなく議論をすることが今定例会で説明されたが、議論の基礎資料となる同報告書の記述の在り方がこのままでは、同審議会での議論に影響を及ぼすことが懸念される。

また、平成 28 年 4 月 1 日に「障害者差別解消法」が施行されたにもかかわらず、現時点での耐震補強等工事の設計は、市議会がかねてより要望していた中央公民館等へのエレベーター設置などのバリアフリー化について、まったく配慮されていないものとなっている。

さらに、「蕨市庁舎整備検討委員会」の検討経過及び本事業の設計内容の説明が議会に対してまったくなされていなかったことは、蕨市議会基本条例第 10 条に規定されている「議会審議における論点の整理及び予算、決算等における政策説明」という見地から、議会に対してより丁寧な説明が必要であったと考える。

よって、本事業の執行に当たっては、以下の事項を履行するよう強く求めるものである。

- 1 「庁舎整備検討報告書」の記述内容を再検討するとともに、本事業が「蕨市庁舎整備検討審議会」の審議に影響しないような対策を施すこと。

- 2 本事業に合わせてバリアフリー化に配慮した改修工事を実施すること。また、平成29年6月定例会に中央公民館等へのエレベーター設置の設計委託料を予算計上すること。

以上、決議する。

平成29年3月23日

蕨市議会議長 三 輪 かずよし